



食安基発0625第1号
食安監発0625第1号
平成25年6月25日

各

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長
(公印省略)

監視安全課長
(公印省略)

3-アセチル-2, 5-ジメチルチオフェンの取扱いについて

3-アセチル-2, 5-ジメチルチオフェンについては、平成24年7月30日付け食安基発0730第4号・食安監発0730第2号「類又は誘導体として指定されている18項目の香料に関するリストについて」(以下「平成24年通知」という。)において、ケトン類に該当する物質として記載されているところです。

この度、3-アセチル-2, 5-ジメチルチオフェンについて、欧州食品安全庁が香料としての使用については安全性に懸念があると評価したことを受け、欧州委員会では香料としての使用を認めないとの決定をしました。

国際香料工業会及び日本香料工業会では既に3-アセチル-2, 5-ジメチルチオフェンの使用を中止するよう会員各社に周知が行われたところですが、3-アセチル-2, 5-ジメチルチオフェンについて、平成25年7月25日をもって、平成24年通知の別紙4から削除することとしましたので、下記の事項に留意の上、業務の参考に御活用いただくとともに、貴管下関係者に対する周知方よろしく申し上げます。

記

1. 削除に伴い、平成25年7月25日以降、添加物としての3-アセチル-2, 5-ジメチルチオフェン並びにこれを含む製剤及び食品は、販売、又は販売の用に供するための、製造、輸入、加工、使用、貯蔵、又は陳列を自粛するよう指導されたいこと。ただし、平成25年7月25日までに製造、輸入等された食品の販売にあつては、この限りではない。
2. 今後、3-アセチル-2, 5-ジメチルチオフェンについては、関係する資料を収集の上、健康影響の評価を依頼することとしていること。